

省エネ性能の表示に関する留意点について



平成21年7月28日
資源エネルギー庁
省エネルギー対策課



資源エネルギー庁は、省エネ性能の表示に対する消費者の信認を確保する観点から、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づく「トップランナー基準」の対象機器について、製造事業者及び輸入事業者に、それぞれの省エネ性能の表示に関する点検を要請し、各事業者からの報告結果を7月3日に公表いたしました。

今般の点検で確認された誤表示は、表示ルールの正確な理解の不足、単純なミスなどが原因となっています。この結果を踏まえ、本日は、具体的な誤表示の事例や対策を整理し、情報を共有することで、今後における事業者の方々の誤表示防止に資することを目的としています。


省エネ性能の誤表示は、製品カタログや省エネ型製品情報サイトへの登録内容をはじめとして、様々な表示媒体において散見されました。

主な表示媒体の種類

1. 本体に付随した表示
銘板表示、定格ラベル、省エネルギーラベル 等
2. 取扱説明書
3. 製品カタログ
紙媒体、電子媒体 等
4. 省エネ型製品情報サイトにおける登録内容
→ 小売店において利用されるラベル表示
(統一省エネルギーラベル、簡易版ラベル)に広くその影響が波及
5. HP記載内容 等

形名 AAABB1 2 3 CD3	
定格電圧	100 V
定格消費電力	700W
定格周波数	50/60 Hz
電熱装置の定格消費電力	950W
品名 飲料自動販売機	区分 3
調整庫内容積	1800 L
年間消費電力量	1218 kW・h
製造番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9	
株式会社	

参考: 銘板表示(例)

	省エネ基準達成率	年間消費電力量
	108%	175kWh/年
目標年度 2006年度		

参考: 省エネルギーラベル



参考: 製品カタログ(例)



参考: 統一省エネルギーラベル



参考: 省エネ型製品情報サイト

(<http://www.eccj.or.jp/cgi-bin/real-catalog/>)

誤表示のあった表示事項としては、省エネ性能を表現する数値に係る誤りが最も多く、その他品名等数値以外の表示事項に関する誤り(誤表記及び未記載)もありました。

誤表示のあった主な表示事項の種類

< 省エネ性能、省エネ基準達成率等の数値に係る誤り >

- ・エネルギー消費効率
- 年間消費電力量
- 熱効率(暖房部、給湯部等)等
- ・ガス消費量
- ・省エネ基準達成率
- ・達成率表示語(A、AA、AAA)

< 上記以外の表示事項に係る誤り >

- ・品名
- ・区分名
- ・形名
- ・法令上表示の定められた箇所への必要事項の未記載
例えば、取扱説明書への形名、区分、エネルギー消費効率の未記載
- ・定格内容積
- ・外形寸法
- ・光色

誤表示の主な発生原因と具体的な事例は、以下のとおりです。

主な誤表示の原因と事例

原因: 制度に関する理解の不足

事例1. 省エネ基準達成率の小数点以下を切り捨ててして処理すべきところを四捨五入していた

例えば、JIS規格において、省エネ基準達成率の算定に際して計算上109.6%となるものについては、109%と小数点以下を切り捨てるとされているところ、110%と小数点以下を四捨五入して算定していた。もしくは、109.6%と、小数点以下まで表示していた。

事例2. 年間消費電力量を四捨五入して整数で表示すべきところを小数点以下まで表示していた

例えば、年間消費電力量の算定に際して計算上87.4kWhとなるものについては、87kWhと小数点以下を四捨五入し、整数にて表示すべきところ、87.4kWhと、小数点以下まで表示していた。

事例3. エネルギー消費効率の値を有効数字2桁で表示すべきところを1桁で表示していた

例えば、エネルギー消費効率の有効数字を2桁とし、0.00024と表示を行うべきところ、有効数字1桁で0.0002と表示していた。

事例4. 誤った基準区分を適用していた

例えば、区分を誤認していたことにより、区分名の表示を誤っていた。また、区分によって基準エネルギー消費効率が異なるため、省エネ基準達成率も誤った表示となっていた。



主な誤表示の原因と事例

原因:作業時における注意・確認不足、チェック体制の不足

事例1. カタログ等の校正時において十分な確認がなされていなかった

例えば、カタログに新しい製品情報を追加した際、記載内容に行ズレが生じてしまい、また、そのズレが校正時において認識されないまま印刷していた。

事例2. データ入力時に転記・記入ミスが生じた

例えば、本体表示の図面作成時に、表示内容の記入ミスをしていた。

事例3. 作業のルーチン化により、ダブルチェック作業が形骸化していた

例えば、従来よりカタログ等作成担当者だけでなく、確認担当者を設けダブルチェック作業を行っていたが、確認作業が形骸化し、十分なチェック機能が働かず、カタログ作成時に作成担当者が行った誤記入が、そのまま表示されていた。

主な誤表示の原因と事例

原因: 引用した情報の誤り

事例1 . 製造委託先との意思疎通の不足により、仕様書の変更が反映されず、エネルギー消費効率の値を誤って表示していた

例えば、製造委託先より開発途中で受け取っていた仕様数値を当該製品の最終仕様数値として誤認したため、最終仕様では省エネ性能に変更があったことに気がつかず、カタログ等の表示を誤ってしまった。

事例2 . 誤った情報が記載された資料をデータ入力時に参照していた

例えば、取扱説明書の作成に際して、参照した資料に表示された区分、数値に誤りがあり、この誤った情報を引用したことにより、実際の性能とは異なるエネルギー消費効率を記載してしまった。

原因: 測定方法の誤り

事例 . 古い測定方法で年間消費電力量等を測定していた

例えば、古い測定方法で測った消費電力量の数値を使用し、これによりエネルギー消費効率、省エネ基準達成率、「統一省エネルギーラベル」における星の数も誤った表示となってしまった。

誤表示の防止のための対策は、各事業者の状況、製品の特徴などを十分に踏まえて講じられる必要がありますが、共通する主要ポイントとしては、以下が挙げられます。



誤表示の発生防止におけるポイント

- 省エネ法等の関係法令、JIS規格等の内容に関する正確な理解
- 表示内容に関する確認体制の多重化等、体制の強化
- 必ず正確なデータを参照するよう、参照方法の整備、ルール化
(引用データの正確性、製造委託先との意思疎通等)
- 業界団体の実施する対策への協力

各事業者における再発防止に係る取組の一例(参考)

- 省エネ性能表示に関する理解促進
省エネ性能表示に係るルールについて、関連業務に携わる担当者全員への再教育を実施
- チェック体制の構築・強化
 - ・複数部門でチェックするルールを策定し、これに従い開発から発売までの各段階(開発完了時、製品カタログ作成時、省エネ性能カタログ作成時、製品発売時)において確認を実施
 - ・チェックリスト等に省エネ性能データの項目を明示的に入れることによりチェック体制の形骸化を防止
 - ・それぞれの社内カンパニー内で第3者部門がチェックを行うとともに、カンパニー社長が社内監査を定期的に行い、本社へも報告
- 引用情報の正確化
 - ・省エネ性能表示の全データをデータベースとしてとりまとめ、社内で一元管理するとともに、省エネ性能表示の関連部門でデータを共有化し、カタログ等に記載する際のデータとする
 - ・社内データベースを廃止し、製造委託先から正式に受け取る「製品仕様書」のみを使用する
- その他
全ての省エネ性能表示について、定期的な確認を実施